

みんなのけんぽ

2019年4月 No. 9 春号

ご家族でご覧ください



CONTENTS

- P.2 2019年度予算のお知らせ
- P.3 あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの療養費支給方法が変わります
- P.4 各種お知らせ／健康相談窓口サービスのご案内



地域医療振興協会健康保険組合
(JADECOM けんぽ)

2019年度 予算のお知らせ

2019年2月5日に開催された組合会において、
2019年度の予算および事業計画が決定しました。

- 一般保険料、介護保険料ともに前年度と同率に据え置きます。しかし、健保財政の厳しさは増しており、今後は高齢者医療制度への納付金・支援金等の義務的経費の動向を見極める必要があります。
- 医療費や納付金の増加に伴い、19年度の保険料収入のみでは支出を賄うことができないため、18年度黒字見込分の一部を繰越して収支均衡となる予算編成となっています。

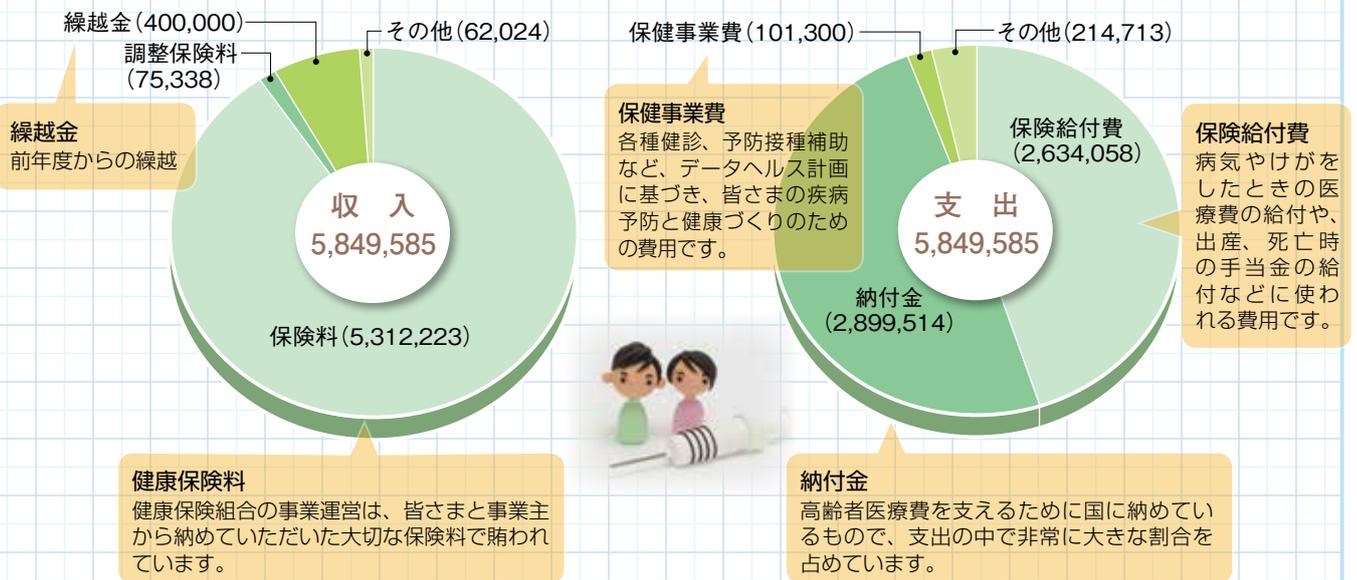
■2019年度保険料率

	被保険者	事業主	合計
健康保険料	46.5 / 1,000	46.5 / 1,000	93.00 / 1,000
介護保険料	7.50 / 1,000	7.50 / 1,000	15.00 / 1,000

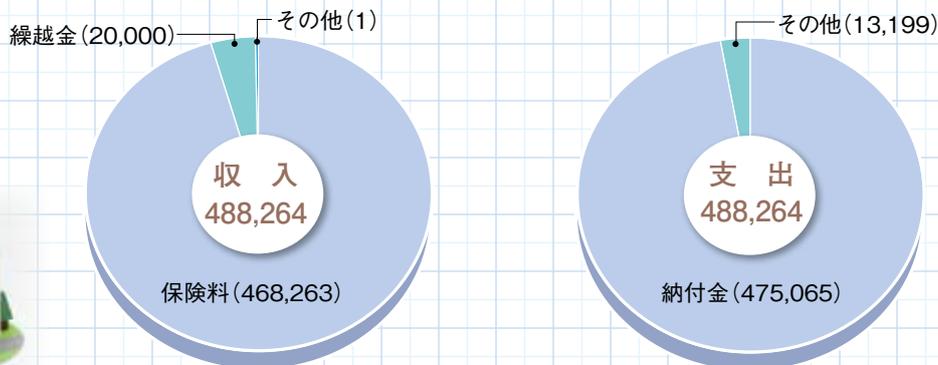
昨年度と変更ありません



一般勘定 (千円)



介護勘定 (千円)



昨年度と
変更ありません

任意継続被保険者の
標準報酬月額の上限に
ついて

410,000円 適用期間:2019年4月1日~2020年3月31日

※任意継続被保険者の標準報酬月額は、この標準報酬月額(41万円)または資格を喪失した時の標準報酬月額のどちらか少ない額になります。

保険適用で施術を受けた場合の療養費支給方法が変わります

従来、患者に代わり施術者からの請求が可能でしたが、2019年6月施術分より、支給方法が「償還払い」のみになります。このため、施術を受けた場合は、施術者へ施術料の全額を一旦支払っていただき、その後被保険者からJADECOMけんぽへ療養費の申請をしていただくこととなります。

■償還払い

患者が施術所で全額を支払った後、健保組合へ療養費を申請。



はり きゅう 施術で 保険適用となる疾病

主に次の6疾病であり、慢性病で保険医による適当な治療手段がない場合に限りです。

- 神経痛 ●リウマチ ●頸腕症候群
- 五十肩 ●腰痛症 ●頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。

- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

あん摩・マッサージ・指圧 施術で 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする症状に限りです。

- 筋麻痺 ●筋萎縮 ●関節拘縮

※ただし、可動域の拡大など、症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外となります。



保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- ①医療機関の保険医（主治の医師）の診察が必要です。
- ②同意書（文書）の交付が必要です。
- ③同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。
あん摩・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については、1ヶ月です。
- ④施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書（文書）の交付が必要です。

※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。

- 保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。



必要書類など申請方法については、JADECOMけんぽホームページをご確認いただくか、JADECOMけんぽまでお問い合わせください。

2019年度版『健保ガイド』を配布します。

健康保険制度やJADECOMけんぽの保健事業などについてまとめています。
被保険者の皆さんに配布しますので、ぜひご一読ください。

2019年度『特定健康診査受診券』をお送りします。

特定健診受診券は、5月末～6月初めにお届けする予定です。受診の方法については、受診券に同封されているお知らせをご確認ください。

対象：2019年4月1日時点で資格がある、40～74歳の被扶養者及び任意継続被保険者

卒煙してみませんか？!

被保険者（任意継続被保険者除く）の皆さんを対象に、2019年度より禁煙支援補助が始まります。

禁煙外来を受診し、禁煙を達成した際の受診費用の一部を補助します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。JADECOMけんぽまでお問い合わせください。



ご存じ
ですか？

健康相談窓口サービスのご案内

JADECOMけんぽでは、加入者の皆さんの「こころと身体の身近な相談窓口」を開設しています。

全てのサービスにおいてプライバシーは守られ、利用したことが勤務先やご家族、外部などに知られることはありませんので、安心してご利用ください。



対象者

相談当日に当組合の被保険者または被扶養者の資格のある方（任意継続加入者を含む）

相談内容

健康相談、職場の人間関係、家庭問題等



電話相談

やさしく 発散

☎0120-8349-83

●24時間 年中無休
（年末年始「12/29～1/3」は除く）

※匿名でご相談いただけます。

会員かどうかの確認のため組合名（地域医療振興協会健康保険組合）はお伝えください。

※携帯電話・スマートフォンでも通話無料で利用可能です。



メール相談



soudan@safetynet.co.jp

●メールをいただいてから3営業日以内に回答させていただきます。

※この窓口は外部の専門機関((株)セーフティネット)に委託して開設しています。